

令和3年4月8日

保護者 様

関西高等学校
校長 藤原 佳市

学校での新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

さて、国内においては依然として新型コロナウイルス感染症が流行しています。本校では学校における新型コロナウイルス感染症対策として、以下に記載した内容で行っております。内容をご確認の上、対応して頂きますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、地域の感染状況や同居のご家族等の状況により、濃厚接触者とは認められないが、健康観察の対象者になる場合等、個別の対応が必要なことが生じることもございます。その場合は学校までご連絡頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお今後の対応については、感染拡大状況に伴い変更する場合がありますが、ご了承ください。

〈学校における感染症対策〉

1 マスクの着用について

- ・生徒、教員間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、生徒は登下校時や校内ではマスクを着用するようお願いいたします。ただし、十分な身体的距離が確保出来る場合や、これから夏季にむけて気温や湿度が高く、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合は、熱中症等への対応を優先させ、マスクを外す等の適切な対応をしてください。

2 毎朝の健康観察の実施

- ・毎朝、登校前には必ず検温し、学校が指定する健康観察入力フォームに毎日の体温、症状等を記録します。(HR で担任より指示があります)
- ・発熱や咳等の風邪の症状が見られるときは無理をせず、学校に連絡をして自宅で休養してください。自宅で休養した場合の出欠につきましては、『新型コロナウイルス感染症(疑い含む)についての出席停止連絡票』(HPダウンロード可)を担任に提出することにより、出席停止の扱いとします。**連絡票の提出が無い場合は欠席扱いとなります。**なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関して「出席停止となる事由」とする場合は、次のとおりです。

【出席停止となる事由】

- 医療機関等において、新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された
- 新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、濃厚接触者と特定された
- 発熱等の風邪の症状がみられる
- 基礎疾患等があるため主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された
- 新型コロナウイルス感染症に関し、保護者の申し出を受け、登校を取りやめる事が特に必要であると校長が認める場合

- ・登校時には、担任が生徒の家庭での健康観察結果を確認いたします。登校後、発熱や咳等の風邪の症状が出た場合には別室で待機し、保護者様に連絡の上、帰宅することとなりますので、学校からの連絡やお迎え等に速やかに対応していただきますようお願いいたします。
- ・学校での感染拡大予防の観点から、4日以上風邪等の症状で出席停止の措置をとる場合はかかりつけ医にご相談の上、必ず病院を受診してください。

3 学校への連絡を要する場合

- ・PCR検査を受けた場合、または受ける予定となった場合
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合等

4 新型コロナウイルスに感染した場合

- ・PCR検査を受けた結果、新型コロナウイルスに感染した（陽性）と診断された場合、医療機関や保健所の指示に従い、療養、治療に専念してください。出席停止期間は「治癒するまで」となります。再登校する時期については医療機関や保健所の指示に従い、治癒証明書等を担任までご提出ください。
- ・学校での濃厚接触者等の特定のため、学校には保健所等関係機関から聞き取り調査等が行われます。その際は調査にご協力いただきますようお願いいたします。

5 定期健康診断について

- ・生徒の定期健康診断について、本年度は例年通り6月末日までに実施予定です。安全な学校生活を送る上で特に重要であることや就職や諸証明に必要であることから、流行状況等を踏まえて実施を順次していきたいと考えております。実施につきましては、感染予防に十分配慮して行いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。